

構造上、身体障害者等の利用に供する自動車 (福祉車両)に係る自動車税等の減免のしおり

岡山県

岡山県では、構造上身体障害者等の利用に供するための自動車（福祉車両）で、一定の基準に該当するものについて、申請により自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税環境性能割を減免することとしています。

1. 減免の要件・申請手続き

■ 8 ナンバーの福祉車両

(1) 要件

自動車検査証の「車体の形状」欄に①車椅子移動車②入浴車③身体障害者輸送車のいずれかが記載されていること。

※自家用・営業用のどちらでも対象になります。複数台の申請も可能です。

※車検が切れている場合は対象となりません。

(2) 申請手続き

1) 登録の時に自動車税（環境性能割・種別割）又は軽自動車税環境性能割が課税される場合は、要件を満たせば該当の税金が減免になります。

・登録と同時に、次の書類等を揃えて申請してください。

①自動車税（環境性能割・種別割）減免申請書

（軽自動車の場合は軽自動車税環境性能割減免申請書）

②当該自動車の最新の自動車検査証記録事項の写し

（令和4年12月以前の発行が最新の場合は、自動車検査証の写し）

2) 翌年度以降の自動車税種別割の減免について申請する場合は、納税通知書が届いたら、納期限（5月末）までに上記1) ①、②の書類を揃え、減免の手続きをしてください。

前年度に減免の手続きをされていない方も、上記の書類を揃え、納期限（5月末）までに申請してください。

■ 3・5・7 ナンバーの福祉車両

(1) 要件

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方のために使用する自家用自動車（営業用は対象外）で、次の1)～3)の要件に該当する場合に限られます。

※身体障害者手帳等、運転免許証、自動車検査証等の住所が現住所となっている必要がありますのでご注意ください。

1) 対象となる自動車の構造

次の①～④のいずれかの構造を備えた自動車であること。

①車椅子を車に乗せるスロープ（昇降板）＋車椅子固定装置があり、車椅子に乗りしたまま移動可能な車両

②リフトアップシート（回転する椅子）＋車体後部に車椅子を積み込むためのクレーン又はアームがある車両（リフトアップシートの代わりに回転するチルトシート（回転して傾く椅子）等リフトアップシートに相当する車椅子利用者が容易に乗降できるシートを備えたもの、車椅子吊り上げクレーン又はアームの代わりに電動スライド式により車椅子を積み込み収納する装置が備えつけられているものを含む。）

- ③リフトがついた車輪付き脱着シート（助手席やセカンドシートが車椅子として車外を移動できるもの）がある車両
- ④ゲートリフト（車椅子に乗ったまま吊り上げ乗車が可能なもの）があり、車椅子を積載したまま移動可能な車両

2) 対象自動車の名義等

	身体障害者等の 状 況		自 動 車 の 所有(取得)者	自 動 車 の 運 転 者	使用目的 使用日数
①	身体障害者	18歳以上	本 人	生計を一にする者	問わない
		18歳未満	本 人 又 は 生計を一にする者		
②	知的障 害 者				
③	精 神 障 害 者				

- (注) 1. 「自動車の所有(取得)者」について、所有権留保付売買による自動車の所有(取得)の場合は、自動車検査証での使用者となります。
2. 「生計を一にする者」とは、通常同居の親族をいいます。
3. 戦傷病者手帳をお持ちの場合はお問い合わせください。

3) 減免の対象となる障害の範囲

※減免の対象となるかどうかの判定は個別の障害の級について行います。障害が複数ある場合は手帳の総合級だけでは判定できないので、事前にお問い合わせください。

障 害 の 区 分			障害の程度（級別）					
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
身 体 障 害 者 手 帳	視覚障害		○	○	○	○（4級の1まで）		
	聴覚障害			○	○			
	平衡機能障害				○			
	音声機能障害（気管を開口している者に限る）				○			
	上肢機能障害		○	○				
	下肢機能障害		○	○	○	○	○	○
	乳幼児期以前の非進行性	上肢機能障害（一上肢のみのものを除く）	○	○				
	脳病変による運動機能障害	移動機能障害	○	○	○	○	○	○
	体幹機能障害		○	○	○		○	
	心臓機能障害		○		○			
	じん臓機能障害		○		○			
	呼吸器機能障害		○		○			
	ぼうこう又は直腸の機能障害		○		○			
	小腸機能障害		○		○			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○			
	肝臓機能障害		○	○	○			

療育手帳	障害の程度がAで「次の判定年月」を経過していないこと
精神障害者保健福祉手帳	障害等級が1級で自立支援医療費の支給認定を受けていること

(注) 戦傷病者手帳をお持ちの場合はお問い合わせください。

(2) 申請手続き

1) 登録の時に自動車税(環境性能割・種別割)又は軽自動車税環境性能割が課税される場合は、要件を満たせば該当の税金が減免になります。

・登録と同時に、次の書類等を揃えて申請してください。

①自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書

(軽自動車の場合は軽自動車税環境性能割減免申請書)

②身体障害者手帳等(原本。写は不可)

③運転者の運転免許証(原本又は両面の写)

※マイナ免許証(免許情報が記録されたマイナンバーカード)のみをお持ちの場合には、「マイナポータル又は免許証アプリで表示した免許情報を印刷した書類」もしくは「マイナポータル又は免許証アプリで表示した免許情報画面の提示」が必要です(いずれも氏名等が表示されたもの)。

④特別仕様が分かる図面(パンフレット)、写真又は現車確認

⑤当該自動車の最新の自動車検査証記録事項の写し

(令和4年12月以前の発行が最新の場合は、自動車検査証の写し)

⑥世帯全員の住民票(3ヶ月以内のもので、続柄の記載されたもの)

※身体障害者等と運転者が同居でない場合は、それぞれの世帯全員の住民票のほかに生計が一であることを証明する書類が必要です。

※身体障害者等と運転者が別姓かつ別世帯の場合は、身体障害者等と運転者の関係が分かる戸籍謄本等も必要です。

※現に福祉車両の減免(8ナンバーを除く。)又は身体障害者等に対する減免を受けている自動車(軽自動車を含む。)がある場合は、上記①から⑥に加えて当該自動車の抹消登録を証する書類(登録識別情報等通知書又は登録事項等証明書)又は名義変更後の車検証の記録事項がわかるものが必要です(名義変更では、登録年度の種別割の減免を受けることができません。)

2) 翌年度以降、継続して自動車税種別割の減免について申請する場合は、納税通知書が届いたら納期限(5月末)までに上記1)①、④、⑤の書類を提出してください。(郵送の場合は必着)

ただし、前年度に減免の手続きをされていない方は、1)に記載している全ての書類等が必要となります。

※継続申請は、申請内容(障害者と運転者の住所、障害の種類・程度等)に変更がない場合に限りです。

※申請内容に変更がある場合は、(2), 1)「登録と同時に申請する場合」と同じ書類を揃え、納税通知書が届いたら納期限(5月末)まで(郵送の場合は必着)に申請手続きをしてください。

2. 減免する額・申請期限

種別割は、賦課期日(4月1日)時点で減免の要件を満たしており、納期限までに申請すれば当該年度分の全額の減免を受けることができます。(自動車を取得する場合は、道路運送車両法の規定による新規(新車・中古車)登録と同時に申請することで、月割で課税される自動車税種別割の減免を受けることができます。)

また、環境性能割は道路運送車両法の規定による取得の登録と同時に申請を行った場合に限り、全額の減免を受けることができます。

3. 注意事項

- (1) 一人の身体障害者等の方が減免を受けることができる自動車の台数等は次のとおりです。
- 1) 8ナンバーの福祉車両については台数の制限はありません。身体障害者等の方に対する減免(★)との併用申請も可能です。また、自家用・営業用のどちらでも対象になります。
 - 2) 3・5・7ナンバーの福祉車両については、身体障害者等の方に対する減免(★)適用車と合わせて一人1台に限られます(営業用は対象外)。このため、乗り換えの場合には、現にいずれかの減免を受けている自動車(軽自動車を含む。)がある場合は、抹消登録又は移転登録をしなければ、次に使用する自動車についての減免を受けることはできません(移転登録では、登録年度の自動車税種別割の減免を受けることができません。)。
- なお、乗り換えの場合の減免申請の手続きや申請期限等については、3ページの「(2) 申請手続き」、「2. 減免する額・申請期限」をご覧ください。
- (2) 岡山県外に転出した場合は、県外プレートに変更登録の上、転出先の都道府県で新たに減免の申請をしてください。減免に該当するかどうかは、転出先の都道府県へお尋ねください。
- (3) 減免を受けていた自動車を手放す場合(他人へ譲渡)や、使用しない場合(故障、車検切れ等)には、運輸支局で名義変更又は抹消の登録をしてください。

★身体障害者等の方に対する自動車税等の減免制度について

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方のために使用する自家用自動車(営業用は対象外)で一定の要件に該当する場合、申請により自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税環境性能割の減免を受けられる場合があります。

詳しくは「身体障害者等の方に対する自動車税等の減免について」のしおりをご覧ください。

自動車税(環境性能割・種別割)の減免手続きについて、御不明の点がありましたら、下記の県民局税務部へお問い合わせください。

なお、各県民局の地域事務所では減免手続きは受け付けておりません。手続きをされる際には下記の事務所へお越しください。

○登録と同時に減免手続きを行う場合の申請窓口

備前県民局税務部課税課自動車審査班 (運輸支局隣り自動車会館内23番窓口)	〒701-1133 岡山市北区富吉5 3 0 1 - 8 ☎(086) 286-8770
--	---

○登録時以外の申請窓口

管轄する地域(課税住所地)	窓口となる県民局担当課
岡山市 玉野市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気町 吉備中央町	備前県民局税務部課税課 〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1 ☎(086) 233-9844
倉敷市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 浅口市 早島町 里庄町 矢掛町	備中県民局税務部課税課 〒710-8530 倉敷市羽島1083 ☎(086) 434-7071
津山市 真庭市 美作市 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西栗倉村 久米南町 美咲町	美作県民局税務部課税課 〒708-8506 津山市山下53 ☎(0868) 23-1272

○軽自動車税環境性能割の減免申請の窓口

備前県民局税務部久米分室 (軽自動車検査協会岡山事務所内)	〒701-0144 岡山市北区久米178-3 ☎(086) 245-6200
----------------------------------	---